

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	予算額	公募時期等
国土交通省	建築物省エネ改修推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体(外皮)の断熱改修を行うものであること ・建物全体でおおむね10%以上の省エネ効果があること等 ・躯体改修については、一定の条件を満たす、遮熱フィルムも対象とする ※設備に要する費用2,500万円まで ※ショーケースは対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業当たり上限5,000万円 ・1/3 	平成22年3月5日～4月9日
NEDO (経産省)	エネルギー使用合理化事業者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー率1%以上、費用対効果が優れていると見込まれるもの(省エネ効果は前々年度のエネルギー使用量との比較) ・全業種を対象 ・対策実施後は、1年間の報告義務 ・原則単年度事業とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・240億円 ・一般:1/3、上限5億円 	平成22年3月26日～4月27日
NEDO (経産省)	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間の平均年間エネルギー消費量を25%程度削減できること ・対策実施後は3年間の報告義務 ・民生用建築物を対象 ・原則単年度事業とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・37億 ・1/3、上限なし 	平成22年4月1日～5月10日 第二次募集 8月2日～8月31日

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	予算額	公募時期等
環境省	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出削減(100t以上)を約束し、CO2排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者 ・省エネ効果は過去3年間のエネルギー使用量との比較 ・採択は費用対効果を重視 ・自主行動計画参加工場・事業場も参加可能 ・対策実施後は1年間の報告義務 ・削減量余剰分また未達成分は、自主参加型国内排出量取引制度により売買が可能(JVETS制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12億円 ・1/3 原則上限2億円	平成22年3月2日～4月20日
資源エネルギー庁	省エネルギー対策導入促進事業費補助金(省エネルギー計測監視設備等導入事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者は、日本国内で事業を行う中小企業者 ・対象経費:計測監視装置費、工事費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2 ・1件当たりの助成限度額(助成金の範囲)は、300万円～3,000万円です。	平成22年4月21日～5月31日 第2次募集 平成22年6月10日(木曜)～平成22年7月16日(金曜)(当日消印有効)

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	対象者	主な要件	予算額	公募時期等
NEDO	住宅・建築物 高効率エネルギーシステム 導入促進事業 (BEMS)	BEMSを導入 する既築、新 築、増築、改 築の民生用建 築物に導入す る建築主等	BEMS導入事業 ・シェアードESCO事業者、エネルギー 管理事業者リース事業者も対 象	・37億円 (建築物及び BEMS導入支 援事業合わせ た額)	平成22年4 月1日～5月 17日
NEDO	温室効果ガ ス排出削減 支援事業	・民間企業、 法人等 ・経産省によ る「国内クレ ジット」選定事 業者	・国内クレジット制度における排 出削減手法の拡大・実証のた め、中小企業の設備導入の一 部を補助。	・3.6億円 ・1/2又は ・1/3	平成22年6 月23日～7 月26日

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	対象者	主な要件	募集期間(申請書類の提出期限)
日本エレクトロヒートセンター	エコキュート(高効率給湯器)補助金	自らが利用する目的でエコキュートを設置する事業者	<p>設置前に申請すること、エコキュートを6年以上使用すること、国による他の補助金制度と重複して補助を受けないこと、などが条件。加熱能力によって補助金額が決められている。リースについても対象になる。</p> <p>補助金額(1台につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ～5kW未満: 8万円 5kW～10kW未満: 13万円 10kW～20kW未満: 24万円 20kW～30kW未満: 37万円 30kW～40kW未満: 49万円 40kW～50kW未満: 60万円 50kW～60kW未満: 71万円 60kW～: 83万円 	<p>第1期 平成22年4月19日～平成22年6月4日 (平成22年8月20日)</p> <p>第2期 平成22年6月7日～平成22年7月23日 (平成22年10月8日)</p> <p>第3期 平成22年7月26日～平成22年9月10日 (平成22年11月4日)</p>

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	補助金額	募集期間(申請書類の提出期限)
松江市環境保全部環境保全課	松江市事業所用太陽光発電導入促進事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本支店又は営業所等を有する事業者の取扱により設置するものであること。 ・市内に自ら所有し、自己の事業の用に供する事業所(新築、既築共に可)に、未使用の太陽光発電システムを設置する事業者 	太陽電池の最大出力に70,000円/kwを乗じた額。上限額1,400,000円	平成22年7月14日～8月12日
大田市	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金	大田市内の住宅(新築・既存共に可)や事業所に、新たに太陽光発電システムを設置する個人・事業者が対象。市内の施工業者に設置工事を発注することが条件。	住宅用では、1kWあたり7万円の補助が受けられ、上限額は28万円。事業所用では、1kWあたり5万円の補助が受けられ、上限額は100万円。住宅用では、国の補助金制度との併用も可能。	平成22年4月1日～

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

国によるLED照明の税制優遇措置

「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)」

青色申告書を提出する法人又は個人が、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の対象設備を取得し、かつ1年以内に事業用途に使用した場合、

1. 基準取得価額(計算の基礎となる価額)の7%相当額の税額控除

(ただし、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、20%相当額が限度)

2. 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却

(ただし、平成21年4月1日～平成23年3月31日に取得し、1年以内に事業用途に使用した場合、その日を含む事業年度において、即時償却が可能)

のどちらかが受けられる。尚、税額控除は中小企業者等(※)のみ適用可能。

LED照明が対象設備の一つに挙げられており、税制優遇を受けるにはそのほかに、高断熱窓設備、空調設備、換気設備、給湯設備、昇降機設備も同時に新設もしくは更新する必要がある。

※「中小企業者等」とは:大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人、又は資本・出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のもの。

適用期間:平成4年4月1日～平成24年3月31日

平成22年度環境関連補助金(事業者向け)

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)

青色申告書を提出する法人又は個人が、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の対象設備を取得し、かつ1年以内に事業用途に使用した場合、

1. 基準取得価額(計算の基礎となる価額)の7%相当額の税額控除
2. 普通償却に加えて基準取得価額の100%相当額を限度として償却できる特別償却のどちらかが受けられる。尚、税額控除は中小企業者等(※)のみ適用可能。

同制度の対象設備として、省エネ機器が挙げられている。エネルギー有効利用製造設備、新エネルギー利用設備、石油代替エネルギー利用設備など。

※「中小企業者等」とは:大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人、又は資本・出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のもの。

募集期間:平成4年4月1日～平成24年3月31日

平成22年度環境関連制度融資（事業者向け）

制度融資名 （融資対象者）	資金使途	融資限度	融資利率 （保証料率）	融資期間
島根県環境 資金 （県内中小企業）	設備資金（工 場移転は土地 を含む）等	8,000万円（工場移転は1 億円で融資対象事業費の 80%以内）	責任共有制度対象 年 1.85%（0.40～1.50%） 責任共有制度対象外年 1.70%（0.40～1.70%）	12年以内 （2年以内据置き ）

平成22年度環境関連制度融資（事業者向け）

環境省・商工中金

「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金制度」

地球温暖化対策のための設備投資や、CO2排出削減を推進するために創設された制度。事業者が地球温暖化対策に関連する設備資金の借入れを行う場合、その利息について3%を上限に（無利子相当を上限）、3年間にわたり利子補給が行われる。

CO2を3年以内に6%削減、もしくは5年以内に10%削減することが条件。また、環境配慮の取り組みを審査・評価し、ランク付けをする。そのランクによって金利優遇幅が異なる。Sランクは0.20%、Aランクは0.10%、Bランクは優遇なし。

■10年固定貸出

融資限度額：1件につき100億円

償還方法：年2回（3月10日、9月10日）

貸付期間：10年以内（据置3年以内）

利率：長期プライムレート以上（格付けに応じた金利優遇、10年固定利率）

■変動貸出（当初10年固定型）

融資限度額：1件につき100億円

償還方法：年2回（3月10日、9月10日）

貸付期間：20年以内（据置3年以内）

利率：10年間は長期プライムレート以上＋0.5%（格付けに応じた金利優遇、10年固定利率）

11年目以降は5年毎に見直し、長期プライムレート以上（格付けに応じた金利優遇、5年固定利率）

募集期間：平成21年12月24日～

平成22年度環境関連制度融資（事業者向け）

日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」

①石油代替エネルギー関連、②省エネルギー関連、③大気・アスベスト、水質汚濁防止、廃棄物処理・抑制・利用関連、④建設機械、NOx・PM法、エコアクション21、温室効果ガス排出削減関連 の4分野において、資金の融資が受けられる。平成21年度も実施中。

■石油代替エネルギー関連：石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者や、一般ガス事業者で、石油代替エネルギーを供給する、もしくはガス事業の近代化または保安の確保のために設備投資をする者が対象。石油代替エネルギーとして、太陽光・太陽熱・風力・地熱・水力・バイオマス・廃棄物・燃料電池などが含まれる。

■省エネルギー関連：省エネルギー設備を設置する、もしくは省エネルギー設備をリース・レンタルするために取得する者が対象。また、特定高性能エネルギー消費設備を導入する者も対象となる。

対象設備は、廃熱ボイラーをはじめ、省エネルギー型の工作機械、建築物の省エネ性能を向上させる機器や建材など多数。

融資限度額：直接貸付の場合、7.2億円。代理貸付の場合、1.2億円。

融資期間：15年以内（据置期間2年を含む）

利率：導入する設備や融資期間によって違うため、要確認。

■建設機械、NOx・PM法、エコアクション21、温室効果ガス排出削減関連：低燃費の建設機械やエコカー（天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド車または新長期規制適合車のディーゼル車）の取得者、エコアクション21の第三者認証取得者、温室効果ガス排出削減計画に基づき温室効果ガス排出削減に取り組む者などが対象。必要となる資金について、融資を受けることができる。

融資限度額：直接貸付の場合、7.2億円。代理貸付の場合、1.2億円。

融資期間：設備資金は15年以内、運転資金は7年以内（共に、据置期間2年を含む）

利率：導入する設備や融資期間によって違うため、要確認。